

# 増値税暫行条例の改正

担当者：宗佳莹・平出

2017年11月19日付で《中華人民共和国營業税暫行条例》の廃止及び改定《中華人民共和国増値税暫行条例》が公布、施行されています。

中国では、企業所得税・個人所得税についてはその内容を規定した法律（税法）である「企業所得税法」・「個人所得税法」が存在しますが、増値税については税法として立法化されておらず、「暫行条例」としての位置づけの規定が存在するのみです。

今回の改定《中華人民共和国増値税暫行条例》では、これまで營業税から増値税への徴収変更（營改増）に関して各種公告等で規定されたい事項を整理して従来の暫定条例を修正したものであり、新たな事項を規定したものではありません。改定暫定条例に織り込まれたのは主に下記の内容です。

- ① 中国国内で「貨物の販売、加工・修理補修役務の提供を行なう」企業及び個人、「貨物の輸入を行う」企業及び個人に加えて、「サービス・無形資産・不動産を販売する」企業と個人を新たに増値税納税者として規定し、さらに当該条例において、増値税上の売上額、納税額、売上・仕入増値税額、小規模納税者などの条項についても、改定がされています。
- ② 関連税率の規定・整理

新条例			旧条例		
番号	税率	課税対象	番号	税率	課税範囲
①	17%	a 貨物の販売 b 加工・修理補修役務の提供 c 有形動産のリース	①	17%	a 貨物の販売、輸入 (番号②とゼロ税率課税対象規定において別途規定があれば、税率を17%とする)
②	11%	a 交通運輸郵政、基礎電信、建築、不動産リースサービス b 不動産販売 c 土地使用権譲渡 d 下記貨物の販売又は輸入 ・食糧などの農産物、食用植物油、食用塩 ・水道水、暖房、冷機、湯、ガス、石油液化气、天然ガス、ニジメチルエーテル、メタンガス、住民用石炭製品 ・図書、新聞、雑誌、音響製品、電	②	13%	下記貨物を販売又は輸入 ・食糧、食用植物油 ・水道水、暖房、冷気、湯、ガス、石油液化气、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品 ・ 図書、新聞、雑誌
③	6%	サービス、無形資産の販売 (番号①、②とゼロ税率課税対象規定において別途規定があれば、税率を6%とする)			

増値税税率の簡素化に関する政策通知「財税（2017）37号」により、納税人が食糧品、食用植物油、水道水、図書と飼料を販売又は輸入する場合、適用税率が従来の13%から11%に変更され

ました。

③ 仕入増値税の仕入税額控除の可否に関する調整事項

新条例	旧条例
第八条 (四) 国外企業或いは個人から労務、サービス、無形資産、国内不動産を購入する場合、税務機関又は源泉徴収義務者から取得した源泉徴収税金納税書において増値税額が明記される必要がある(新增)	
第十条 以下項目の仕入増値税は売上増値税から控除してはならない	第十条 以下項目の仕入増値税は売上増値税から控除してはならない
(一) 簡易税額計算方法を適用している税額計算項目、増値税徴収免除項目、集団福利或いは個人消費のための貨物・役務・サービス・無形資産・不動産	(一) 非増値税課税項目、増値税徴収免除項目、集団福利或いは個人消費のための貨物・課税役務
(二) 非正常損失の購入貨物、関連課税役務と交通運輸サービス	(二) 非正常損失の購入貨物、関連課税役務
(三) 非正常損失の仕掛品、完成品に使用された購入貨物(固定資産除外)、関連役務と交通運輸サービス	(三) 非正常損失の仕掛品、完成品に使用された購入貨物、課税役務
(四) 国務院が規定するその他状況	(四) 国務院、税務主要管理部門が規定する納税者自己使用の消費品
	(五) 当条例(一)から(四)までの規定貨物の運賃と免税貨物の販売のための運賃

④ 個別の営改増関連政策の暫定条例への反映

冒頭でも述べたとおり改定《中華人民共和国増値税暫行条例》は2012年以降に公布された営改増税関連政策に関わる事項を整理して増値税全体を規定する暫定条例に反映させたものです。現行の過渡的な営改増政策は引き続き有効であり、今後、改定暫定条例に対応する改定《増値税暫行条例実施細則》が公布されるものと思われます。

以上